

察されます。

同ウイルスの存在を証明する文書はないとする研究機関等は、国立感染症研究所をはじめ米国CDC、カナダ保健省、英国保健省など多数に及び未だ発見に至っていないことなどから「ウイルスは存在しない」とする専門家の意見もあり、錯綜する情報に国民は混乱の中にあります。

正体不明のウイルスを恐れる余り、病院や医療機関等への受診も控えるなどの行動変化から基礎疾患を悪化させ家庭内での介助等の負担も増大しています。

ついでには、下記のとおり国において早急なる対応を図り、医療関係者や保健所職員の負担軽減と国民の不安を取り除くよう求め、意見書を提出する。

記

- 1 指定感染症2類から5類への変更を検討すること。
- 2 科学的根拠に基づくマスクの効果を国民に正しく伝えること。

○提出先 厚生労働大臣、新型コロナウイルス感染症対策担当大臣

(結果) 賛成多数で可決

緊急事態措置実施区域  
について市町村単位での  
区分設定及び運用を  
求める意見

提出者 長山 家康

要旨  
本年5月23日に沖縄県を対象区域とする新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、9月9日には緊急事態措置期間を9月30日までとする、5度目となる延長がなされた。

沖縄県は、広大な海域に散在する島々から構成されておりその行政区域は広大であり、主たる交通手段は船舶や航空機であることを鑑みると、緊急事態宣言を実施すべき区域の設定に当たっては、都道府県単位ではなく、市町村単位で実施すべきであると考える。国内最大面積の行政区域を有する北海道では、緊急事態措置にかかる、対象区域を「特定措置区域」と「一般措置区域」にわけ、市町村ごとの感染状況や医療提供体制の負荷におうじて、要請内容に強弱をつけて運用が行われている。

当本市では、医療提供体制

の負荷は沖縄本島に比べ少ない上、2回目ワクチン接種率が接種対象人口の約8割を上回るなど、市民の新型コロナウイルスへの対策への関心も高い。

このような中、緊急事態措置期間が4カ月以上となることは、これまで休業や酒類提供停止等の要請に従ってきた事業者、また自粛生活を強いられていた市民には大きな落胆と、経済的損失がもたらされている。自粛要請に従わなくなる事業者が続出するなど、緊急事態措置の効果が大きく損なわれ、結果として感染拡大に繋がってしまうことなどが強く懸念される。

以上より、当市議会は離島においての感染拡大を抑えつつ、社会経済活動を維持していくためには、離島圏域においては北海道の例を参考に適宜、市町村単位での緊急事態措置の区分設定及び運用がなされるよう強く求める。

○提出先

沖縄県知事  
沖縄県議会議長  
地元選出県議会議員

(結果) 全会一致で可決

令和3年  
第6回臨時会

8月18日に開かれた臨時会では、新庁舎建設工事請負契約の変更契約など4件が市長より提出され所管の常任委員会の審査を得て、本会議に付されました。

新庁舎建設工事請負契約の変更契約を審査した総務財政委員会（砥板芳行委員長）の審査報告では、大きな設計変更等があった場合には、速やかに議会提案すべきであり、資料及び説明が不十分であったと指摘し不同意すべきものと

と決定し、本会議においても委員長報告のとおり賛成少数で不同意となりました。

その他、議案についても所管の常任委員会において原案どおり可決すべきものと決定され、本会議においても委員長報告のとおり可決されました。

令和3年  
第7回臨時会

8月27日に開かれた臨時会では、新庁舎建設工事請負契約の変更契約の1議案が市長より再提出され所管の常任委員会の審査を得て、本会議に付されました。

新庁舎建設工事請負契約の変更契約を審査した総務財政委員会（砥板芳行委員長）の審査報告では、石垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例との整合性について、改めて議論する必要があるなどとし、不同意すべきものと決定し、本会議においても委員長報告のとおり賛成少数で再び不同意となりました。

また、議員より意見書1件が提出され全会一致で可決されました。

第6回臨時会上程案件の処理結果

事件番号	件名	結果
議案第8号	専決処分の報告について [和解及び損害賠償額の決定について]	報告
議案第53号	工事請負契約についての議決内容の一部変更について [石垣市新庁舎建設工事（建築）]	不同意
議案第55号	委託契約についての議決内容の一部変更について [石垣市立小中学校GIGAスクールネットワーク構築委託]	同意
議案第54号	工事請負契約について [令和3年度石垣市クリーンセンター定期修繕工事]	同意